

## 林地開発許可に係る審査等基準の一部改定案に対するご意見と県の考え方について

- 1 意見公募期間：令和8年1月23日から2月21日まで
- 2 意見数：5件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

### ○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	0件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	2件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	3件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	5件

### ○主な対応状況

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	別紙1 区分：主体	主体の基準3において、「同一の者が開発を請け負う場合」の「開発を請け負う」とは、実際に工事を請け負う者を意味するものと理解するが、この規定が元請業者のみを対象とするのか、それとも2次以降の下請業者も対象とするのか、より明確に示していただきたい。	②	基準3の「開発を請け負う」とは、元請業者だけでなく、1次下請や2次下請を含む、請負契約で開発行為の工事を行う全ての事業者を対象としています。
2	別紙1 区分：主体	主体の基準4において、「過去5年以内」とあるが、どの時点を基準として5年以内なのか明確でないので、表現方法を改めていただきたい。	②	基準4の「過去5年以内」とは、開発行為が行われた時期を基準にして過去5年の計算を行うこととなります。これについては現在の表現で十分読み取れるものと考えています。
3	別紙1 区分：場所	場所の基準1において、現行では近隣の判断として30メートルという明確な距離が決まっておりますが、改定により近隣の判断が曖昧になっているが、問題ないのか。	③	従前の「30メートル以内」は当然ながら、30メートル以遠であっても、開発区域の規模や周辺地形などを総合的に勘案して実態に即した判断をできるようにするための見直しです。
4	別紙1 区分：場所	場所の基準1において、「近隣にある場合」とあるが、「近隣」の範囲が明確でないので、表現方法を改めていただきたい。	③	従前の「30メートル以内」は当然ながら、30メートル以遠であっても、開発区域の規模や周辺地形などを総合的に勘案して実態に即した判断をできるようにするための見直しです。改正案の表現は変更せず運用してまいります。
5	別紙1 区分：場所	場所の基準1において、「近隣にある場合」の具体的な例を示していただきたい。	③	従前の「30メートル以内」であれば「近隣にある場合」に該当するのはもちろんのこと、40メートル程度離れている場合でも周辺の地形や流域などによって周辺環境に悪影響を及ぼしうる場合には「近隣にある場合」に含まれます。